

(仮称) 大分日出杵築風力発電事業環境影響評価方法書
に対する勧告について

令和8年1月23日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 大分日出杵築風力発電事業環境影響評価方法書について、リエネ大分日出杵築ウインドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、大分県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 大分県速見郡日出町、杵築市、別府市及び宇佐市の行政界付近
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 最大42, 700 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和7年 7月 22日
住民意見の概要等受理	令和7年 9月 25日
大分県知事意見受理	令和7年 12月 24日
経済産業大臣勧告発出	令和8年 1月 23日

問合せ先：電力安全課 小西、山崎
電話：03-3501-1511
(内線：4921)

(仮称) 大分日出杵築風力発電事業環境影響評価方法書
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、水道水源や地域住民等の飲用及び農業用の取水井が点在していることから、敷地の造成や道路工事等に伴う水源への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域周辺の湧水及び地下水等の水質、水量等について把握し、必要に応じて、水源への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺に「環境省レッドリスト 2020」（令和2年3月環境省）に基づき絶滅危惧Ⅱ類に選定されているオオイタサンショウウオが生息している可能性があり、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域周辺には別府湾があり、観光目的客等にとってフェリーからの景観は重要であることから、必要に応じて主要航路上に適切に調査地点を追加すること。また、対象事業実施区域の北側には、景観の調査、予測地点がほとんど設定されていないことから、必要に応じて調査、予測地点を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。